

## 平成 27 年度和田倉噴水施設保守管理業務仕様書

### 1. 業務概要

件名 平成 27 年度和田倉噴水施設保守管理業務  
 場所 東京都千代田区皇居外苑 3  
 業務期間 契約の日から平成 28 年 3 月 31 日まで。ただし、年 1 回の点検は 1 月から 3 月までの期間に実施するものとする。  
 業務概要 噴水施設機械設備、照明設備の点検並びに保守。噴水の特別清掃。

### 2. 一般事項

- 1) 契約書及び本仕様書に規定する以外は、建築保全業務共通仕様書平成 20 年版（建設大臣官房官庁営繕部監修、財団法人経済調査会発行。以下共仕と省略）によるものとする。
- 2) 受注者は契約に定める事項について疑義を生じた場合には監督職員と協議して解決するものとする。
- 3) 現場責任者は業務の管理に必要な資格（第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士）、知識及び経験（ポンプの総出力が 50kw 以上の噴水の通年保守業務の経歴が 5 年以上）を有する者とする。また作業員は第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士の資格を有する者とする。
- 4) 受注者は監督職員と日程調整を行い、適正な進捗を努めるものとする。
- 5) 業務報告書については、建築保全業務報告書式に準拠して作成し、毎月作業終了後速やかに施設管理責任者に提出し口頭で説明をする。
- 6) 施工に当たっては、噴水設備を損傷しないよう十分注意するとともに、万一損害を与えた場合は、その責を受注人が負うこと。
- 7) 水道及び電気については発注者の負担とするが、その他作業に使用する器材及び消耗品等はすべて受託者の負担とすること。
- 8) 常時作業区域周辺の清掃・整理整頓に心掛るとともに、作業員の規律保持に留意すること。

### 3. 特記事項

- 1) 年点検、月点検  
 点検周期は、点検及び保守内容欄に示すとおり。  
 1 Y は年に 1 回、6 M は 6 カ月に 1 回、1 M は月 1 回とする。  
 点検及び保守日時は監督職員の指示による。

点検項目	点検及び保守内容	周期
盤類	共仕 3. 2. 2、3. 2. 3 による。 (電球等消耗品については交換する)	
計装設備	共仕 5. 2、5. 2. 1 による。	
ろ過機	ろ材量が適正か必要に応じて点検する。 ヘアーキャッチャー内の点検、清掃 圧力等が適正か確認する。 タイマー時間等を確認する。 全体の作動状況を確認する。	1 Y 1 M 1 M 1 M 1 Y
銅イオン生装置	電流値の点検、調整 カートリッジ消耗の確認、交換（交換部品は支給）	1 M
紫外線照射装置	ランプ切れの確認、交換（交換部品は支給）	1 M
風速計	全体の作動状況を確認する。	1 Y
濁度計	清掃 校正	1 M 6 M
緊急遮断弁	全体の作動状況を確認する。	1 Y
ポンプ	共仕 4. 5. 7 (a) 陸上ポンプによる。 水中ポンプについては 4. 5. 7 (c) 排水ポンプによる。 排水ポンプについては水位電極の点検清掃をする。	1 Y

	中央モニュメントポンプストレーナーを清掃する。	1 M
薬品ポンプ	異音、振動、過熱等の有無を点検する。 分解清掃	1 M 1 Y
送風機	共仕 4. 4. 9 による。	
受水槽 原水タンク	共仕 4. 5. 1 による。	
凝集剤タンク	液漏れの有無を確認する。 内部の損傷、スケール等の付着の有無を確認する。	1 M 1 Y
噴水ノズル	中央モニュメント吐出ノズルを清掃する。 霧ノズル、左右モニュメントノズルの緩み、ゴミ詰まりを確認調整する。 水型の確認調整（噴水清掃時の調整は除く） 配管、支持金具の点検を行う。	1 M 1 M 1 M 1 Y
水中照明器具	絶縁抵抗測定を行う。 照明の点灯の確認 照明上部ガラスの清掃を行う。	1 M 1 M 1 M

## 2) 噴水特別清掃

- (1) 対象 : 落水盤、落水池、流れ、噴水池、休憩所周りの池
- (2) 時期 : 夏期・冬期の年 2 回。日時は監督職員の指示による。
- (3) 各期作業者 : 1 日当たり 10 名程度とし、各期延べ 40 名以上とする。
- (4) 各作業内容
  - [池内（水中照明器具の箇所を含む）]
  - イ) 池内排水後、高圧洗浄機等により床面の汚れを丁寧に除去する。
  - ロ) 汚泥を吸水バキューム等で吸引回収する。
  - ハ) 汚泥回収後、噴水を起動させて出た汚泥の浮いた塊は回収する。  
水が濁った時は、汚れた水を排水して、新しい水と交換を行う。
  - ニ) 池内に水を溜めた後、目視による浮遊物を網等で除去する。
  - ホ) 回収した汚泥はまとめて、適切に搬出処理しマニユフェストを提出する。
  - [落水盤上部]
  - イ) 上部床面は防水シートの損傷を防ぐため、高圧洗浄機の使用を控え、バキュームとブラシ等にて洗浄を行う。
  - ロ) 上部側面を高圧洗浄機等にて洗浄を行う。
- (5) 必要機材  
高圧洗浄機 12 台以上、4 t 以上のバキューム車 3 台以上とする。
- (6) 特別清掃期間中、水中照明器具の点検作業を行うので、点検業者と調整を図り業務を円滑に行うこと。
- (7) 清掃の手順詳細については、別紙清掃方法を参照すること。

## 3) その他管理

- (1) 故障・不具合、噴水に関することで発注者より連絡があった場合は、早急に対応すること。
- (2) 噴水設備の維持補修を含む変更工事及びその調査設計について、官庁営繕の関係法令及び技術基準に基づき適正に行われるよう、発注者に対し必要な指導及び助言を行うこと。工事の際は立会を行うこと。
- (3) 電気を多量に消費する噴水設備について省エネ対策を監督職員の求めに応じ提案すること。電気使用量の情報は監督職員が発注者に提供する。

## 4) 水質検査

- (1) 検査項目は次の 4 項目とし、年 1 回 8 月に池内 3 箇所から採水のうえ、検査を行うこと。採水場所については調査職員と協議のうえ、決定する。検査結果は、利用者の安全確保のための報告書として取りまとめること。

・レジオネラ属菌 ・一般細菌 ・大腸菌群 ・pH

#### 4. 成果物

- ・ 報告書（毎月点検後提出し、年度末にハードファイル1冊に綴じる）  
A4版両面印刷刷り1部
- ・ 報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）を年度末に提出 1式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

#### 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、環境省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、環境省情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

- 1) 受注者は、受注業務の開始時に受注業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- 2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- 3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- 4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- 5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

## 噴水清掃の手順

### 1、噴水池、落水池の水抜き

地上の排水バルブを解放後、噴水池及び落水池に排水ポンプを各2台程度設置し、排水ピットに排水をする。排水バルブの開放は清掃前日の噴水停止直後の夜間に行うこと。排水ポンプの使用は、日中のみとする。

### 2、落水盤上部の水抜き

地下機械室の排水バルブを解放して、排水を行う。  
落水盤上部のヘッダー口元付近まで水が抜けたら、地下機械室の排水バルブを閉める。

### 3、落水盤上部の清掃

落水盤ヘッダーに汚れた水が入らないように、注意すること。  
落水盤ヘッダー部の水とゴミは、バキューム等で先に取り除き、落水盤ヘッダーにカバーをした上で、落水盤上部の清掃を行い、ゴミや汚れた水が落水盤ヘッダーに入らないようにする。取り外したボルトは紛失しないこと。

### 4、噴水池、落水池、流れの清掃

吐出ヘッダー及び吸い込みヘッダーに汚れた水が入らないように養生すること。  
吸い込みヘッダーには、網が付いているので、池清掃後に網をはずして、清掃をする。各ピットのゴミは、バキューム等で先に取り除き、各ヘッダーにカバーをした上で周辺の清掃をして、各ヘッダーに汚れた水が入らないようにする。  
橋の下はヘドロが貯まりやすい一方、構造上ヘドロを除去しにくいいため、念入りに洗浄を行うこと。

落水池のモニュメントの洗浄は高圧洗浄を強く当てると損傷の恐れがあるため、高圧洗浄機の圧力を抑え、泥汚れを軽く落とす程度に留めること。また、高圧洗浄で目地を損傷しないようすること。

### 5、各ピットのストレーナの清掃

各ピットのストレーナをはずして、ストレーナと吸い込みヘッダーの網を清掃する。大きいストレーナは、立てて清掃する。ストレーナはピット毎に大きさが異なる。取り外したストレーナは、各ピットに合致した物を戻すこと。

### 6、水中照明の清掃

- 1、水中照明器具のピットの石をはずす。（落水池は、グレーチング）
- 2、休憩所周りの水中照明器具は、手で持ち上げて掃除しながら外に出す。
- 3、高圧洗浄にて水中照明器具とピット内を洗浄し、バキュームでピット内のゴミと残り水を吸い取る。
- 4、水中照明に直接高圧洗浄水を当てると、水中照明器具への浸水の原因となる。このため、水中照明器具自体には高圧洗浄を当てず、ホースの水量で照射面をブラシで藻をぬぐう程度とする。表面に形成した錆まで落とすと、故障の原因となるので、錆びまでは落とさないこととする。
- 5、水中照明器具及び配線の設置を誤ると水中照明器具の漏電の原因となる。噴水清掃と同時期に実施される水中照明器具点検の業者と調整し復旧方法を最後に確認すること。

### 7、注意事項

流れの下のストレーナは、吸い込みヘッダーに網が付いているので、網をはずして、網を清掃する。吸い込みヘッダーは、ネジをはずして奥にあるタイプと、横にずらしながらはらずし、中にあるタイプの2種類がある。清掃の際、周辺利用者があるため、危険箇所は適宜、カラーコーンで囲うなど安全対策をすること。

### 8、復旧方法

給水は、地上部の給水専用栓から、消防ホースを使用し、池に補給する。地下水槽に直接補給する時の給水は、大量に補給すると和田倉トイレの水道が使えなくなる（水圧が下がる）ので注意すること（バルブを開くのは3回半ま

で)。給水後に出てくる、汚泥の塊は回収すること。

#### 9、その他

電気コンセント以外に、発電機1台を貸与するので発電機を使用すること。使用した発電機のガソリンは給油すること。

施設機器等一覧

	名 称	規格	単位	数量	頻度
盤類	噴水設備総合監視盤	C P - 0	面	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	噴水池ポンプ制御盤	C P - 1	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	流れポンプ制御盤 - 1	C P - 2	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	流れポンプ制御盤 - 2	C P - 3	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	落水池ポンプ制御盤	C P - 4	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	ろ過装置制御盤	C P - 5	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	中央モニタメント制御盤	C P - 6	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	左右噴水制御盤	C P - 7	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	左右噴水水中照明制御盤	C P - 8	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	休憩所噴水制御盤	C P - 9	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	照明監視盤		〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	噴水池等照明盤	B L - 1	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
落水池等照明盤	B L - 2	〃	1	年 1 回	
〃				月 1 回	
電気室換気制御盤	B P - 1	〃	1	年 1 回	
〃				月 1 回	
汚水ポンプ等制御盤	B P - 2	〃	1	年 1 回	
〃				月 1 回	
排水ポンプ制御盤	N o . 1	〃	1	年 1 回	
〃				月 1 回	
〃	N o . 2	〃	1	年 1 回	
〃				月 1 回	
〃	換気ファン制御盤		〃	1	年 1 回
〃				月 1 回	
機 器 類	ろ過機（一次ろ過）	高分子ろ過装置	台	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	ろ過機（二次ろ過）	高分子ろ過装置	〃	1	年 1 回
	〃				月 1 回
	風速計		台	2	年 1 回
	原水流量計		〃	1	年 1 回
	ろ過補給水流量計		〃	1	年 1 回
	濁度計		〃	1	半年 1 回
	〃				月 1 回
	銅イオン発生装置		〃	1	〃
紫外線照射装置		〃	1	〃	
緊急遮断弁	0 . 0 3 K w	〃	1	年間	
ポンプ類	大噴水主噴水ポンプ	2 2 . 0 K w	台	1	年間
	大噴水斜噴水ポンプ	7 . 5 K w	〃	1	〃
	中噴水主噴水ポンプ	1 8 . 5 K w	〃	2	〃

ポンプ類	中噴水斜噴水ポンプ	3.7 Kw	〃	1	〃
	キャンドルポンプ	11.0 Kw	〃	1	〃
	水盤フローポンプ	18.5 Kw	〃	1	〃
	流れフロー流水ポンプ	3.7 Kw	〃	1	〃
	流れ(2)(3)流水ポンプ	15.0 Kw	〃	1	〃
	落水池フローポンプ	5.5 Kw	〃	1	〃
	流れ(4)流水ポンプ	1.5 Kw	〃	3	〃
	流れ(1)流水ポンプ	1.5 Kw	〃	3	〃
	水のカーテンポンプ	30.0 Kw	〃	3	〃
	霧ポンプ	7.5 Kw	〃	2	〃
	中央モニメントポンプ	11.0 Kw	〃	2	〃
	左右噴水ポンプ-1	0.75 Kw	〃	1	〃
	左右噴水ポンプ-2	2.2 Kw	〃	1	〃
	左右噴水ポンプ-3~8	3.7 Kw	〃	6	〃
	滝ポンプ	7.5 Kw	〃	1	〃
	糸噴水ポンプ	1.5 Kw	〃	1	〃
	噴水池ろ過ポンプ	7.5 Kw	〃	2	〃
	原水ろ過ポンプ	1.5 Kw	〃	1	〃
	凝集剤注入ポンプ	0.03 Kw	〃	2	〃
	補給水ポンプ	2.2 Kw	〃	1	〃
	小型給水ポンプユニット	0.75 Kw	〃	1	〃
	汚水槽排水ポンプ	1.5 Kw	台	2	年間
	貯水槽排水ポンプ	7.5 Kw	〃	2	〃
	排水ポンプ	2.2 Kw	〃	2	〃
	湧水ポンプ(休憩所地下)	0.75 Kw	〃	2	〃
	湧水ポンプ(大噴水地下)	0.75 Kw	〃	2	〃
	湧水ポンプ(落水池地下)	0.75 Kw	〃	2	〃
	雨水ポンプ	0.75 Kw	〃	2	〃
	ポンプピット給気ファン	11.0 Kw	〃	1	〃
	機械室給気ファン	5.5 Kw	〃	1	〃
	電気室給気ファン	1.5 Kw	〃	1	〃
	ポンプピット排気ファン	11.0 Kw	〃	1	〃
	機械室排気ファン	5.5 Kw	〃	1	〃
電気室排気ファン	1.5 Kw	〃	1	〃	
自家発電電気室排気ファン	0.4 Kw	〃	1	〃	
原水給水ポンプ	0.03 Kw	〃	2	〃	
上水給水ポンプ	0.03 Kw	〃	1	〃	
槽類	上水用受水槽	8.0 m <sup>3</sup>	槽	1	年間
	原水タンク	52.5 m <sup>3</sup>	〃	1	〃
	凝集剤タンク	2.0 m <sup>3</sup>	槽	1	年間
ノズル類	落水盤ノズル		本	4	年1回
	霧ノズル		〃	300	〃
	〃		〃		月1回
	落水池フローノズル		〃	2	年1回
	中央モニメントノズル		〃	13	〃
	〃		〃		月1回
	〃 霧ノズル		〃	208	年1回
	左右噴水ノズル		〃	210	〃
	〃		〃		月1回
	滝吐出ノズル		〃	16	年1回
	糸噴水ノズル		〃	12	〃
	大噴水主噴水ノズル		〃	7	〃
	大噴水斜噴水ノズル		〃	8	〃
	中噴水主噴水ノズル		〃	14	〃
	中噴水斜噴水ノズル		〃	32	〃

	キャンドルノズル		個	26	年 1 回
	水盤フローノズル		個	8	月 1 回
	流れフロー流水ノズル		個	4	年 1 回
	流れ(2)(3)流水ノズル		個	13	月 1 回
	流れ(1)(4)流水ノズル		個	6	年 1 回
LED 水中照明器具	中央モニュメント		個	10	年 1 回
	〃				月 1 回
	左右噴水		個	16	年 1 回
	〃				月 1 回
	滝		個	18	年 1 回
	〃				月 1 回
	糸噴水		個	12	年 1 回
	〃				月 1 回
	落水盤		個	8	年 1 回
	〃				月 1 回
	霧		個	32	年 1 回
	〃				月 1 回
	大噴水		個	12	年 1 回
	〃				月 1 回
	中噴水		個	16	年 1 回
	〃				月 1 回
	キャンドル		個	26	年 1 回
	〃				月 1 回
	水盤		個	16	年 1 回
	〃				月 1 回
	流れ(1)(4)		個	7	年 1 回
	〃				月 1 回
	ラインライト		個	2	年 1 回



(別添)

## 1. 報告書の仕様及び記載事項

報告書の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成26年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例に参考に、裏表紙に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

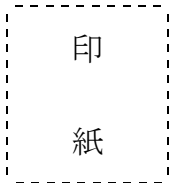
- ・ 文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2010 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
- ・ 画像；BMP 形式又は J P E G 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」、「HTML ファイル形式」（写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、G I F、J P E G 等のファイル形式）による成果物を各々作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はコンパクトディスクとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

なお、成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と  
「平成27年度和田倉噴水施設保守管理業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成28年3月31日

納入場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に

対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかきを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かきを修補させることができるものとする。

#### （秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 住所 東京都千代田区皇居外苑1-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦

印

乙 住所  
氏名

印